

和光市市民参加条例

前文

第1章 基本的な事項

- 第1条 目的
- 第2条 言葉の意味
- 第3条 市民の役割
- 第4条 市の機関の役割
- 第5条 議会の役割

第2章 市民参加の内容

- 第6条 市民参加の対象
- 第7条 市民参加の方法
- 第8条 市民参加の実施
- 第9条 市民政策提案手続
- 第10条 パブリック・コメント手続
- 第11条 公聴会手続
- 第12条 審議会等手続
- 第13条 その他の市民参加の方法

第3章 住民投票

- 第14条 住民投票の請求
- 第15条 市長が提案する住民投票

第4章 市民参加の推進のために

- 第16条 推進会議の設置
- 第17条 市民参加の実施状況等の公表

第5章 雑則

- 第18条 条例の見直し
- 第19条 委任

附則